

関 東 農 政 局 管 内 指 名 停 止 措 置 一 覧 表

業 者 名	会社の所在地	指 名 停 止 期 間	指名停止等措置 要領の該当要件	指 名 停 止 の 理 由
株式会社高見澤	長野市大字鶴賀字苗 間平1605番地1 4	令和7年12月15日 ～令和8年2月14日 (2カ月)	「関東農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第5号	当該業者は長野県石油商業組合の北信支部が主導となった独占禁止法第8条の規定に違反する行為の実行としての事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日公正取引委員会から、課徴金納付命令を受けたことが公表により明らかになった。 このことは、「関東農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第5号（独占禁止法違反行為）の措置要件に該当するため。
株式会社東日本宇佐美	東京都文京区本郷二丁目22番2号	令和7年12月15日 ～令和8年2月14日 (2カ月)		
サンリン株式会社	長野県東筑摩郡山形村字下本郷408 2番地3	令和7年12月15日 ～令和8年2月14日 (2カ月)		
相馬商事株式会社	長野県佐久市野沢1番地	令和7年12月15日 ～令和8年2月14日 (2カ月)		
北信米油株式会社	長野市柳原2551番地	令和7年12月15日 ～令和8年2月14日 (2カ月)		
株式会社ENEOSウイング	名古屋市中区栄三丁目6番1号	令和7年12月15日 ～令和8年1月14日 (1カ月)		
株式会社本久	長野市桐原一丁目3番5号	令和7年12月15日 ～令和8年2月14日 (2カ月)		

